傍聴人用

令和８年１１月１０日

令和８年第１１回

稲沢市教育委員会定例会提出議案

稲沢市教育委員会事務局

一部の情報を非公開としています。

第１１回教育委員会定例会付議事項

【規　則】

番　号	案　　件	担当課	頁
議案第３７号	稲沢市公立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則について	スポーツ課	2

【一　般】

議案第３８号	令和８年度稲沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について	庶務課	10
議案第３９号	令和９年度儀式等について	学校教育課	13
議案第４０号	稲沢市立小中学校の休業日について	学校教育課	15

議案第３７号

稲沢市公立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則について

別紙のとおり稲沢市公立学校の施設開放に関する規則の一部を改正するものとする。

令和８年１１月１０日提出

稲沢市教育委員会

教育長　渡辺　孝雄

説　明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条第１項第２号の規定により、教育委員会に諮る必要があるからである。

稲沢市公立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則

稲沢市公立学校の施設開放に関する規則（昭和５１年稲沢市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「これに基づいて」の後に「教育委員会事務局スポーツ課又は」を、「稲沢市学校開放管理指導員」の後に「（以下「指導員」という。）」を加える。

第１２条第２項を次のように改める。

２　前項に規定する事故の責任は、施設又は設備の欠陥等によるものを除き、利用者が負うものとする。

第１３条第１項中「稲沢市学校開放管理指導員（以下「指導員」という。）」を「指導員」に、「置く」を「置くことができる」に改める。

第１５条を第１６条とし、第１４条を第１５条とし、第１３条の次に次の１条を加える。

（団体の責任者の義務）

第１４条　指導員又は事務取扱者が置かれていない開放施設を利用した団体の責任者は、利用した月の翌月末までに、団体別利用報告書（様式第６号）を教育委員会に提出しなければならない。

様式第５号の次に次の１様式を加える。

様式第６号（第１４条関係）

体育館
柔剣道場
運動場
テニスコート

＿月　団体別利用報告書

登録番号 ＿＿＿＿＿＿　　＿＿＿＿＿＿学校

団 体 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日	曜	時間	9　　12　13　　17 18 19　　21	計
		種目 人数		件 人
		種目 人数		件 人
		種目 人数		件 人
		種目 人数		件 人
		種目 人数		件 人
特 記 事 項			合計　件数 人数	件 人

上記のとおり利用しました。

団体責任者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

稲沢市公立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則（案）

スポーツ課

現　　行	改　正　後
（利用の中止） 第10条　教育委員会は、この規則又はこれに基づいて稲沢市学校開放管理指導員がなす利用上の指示に従わない利用者に対して利用の中止を命ずることができる。	（利用の中止） 第10条　教育委員会は、この規則又はこれに基づいて教育委員会事務局スポーツ課又は稲沢市学校開放管理指導員（以下「指導員」という。）がなす利用上の指示に従わない利用者に対して利用の中止を命ずることができる。
（事故の処理） 第12条　略 ２　前項の事項については、教育委員会は一切の責任を負わない。	（事故の処理） 第12条　略 ２　前項に規定する事故の責任は、施設又は設備の欠陥等によるものを除き、利用者が負うものとする。
（管理指導） 第13条　開放学校に稲沢市学校開放管理指導員（以下「指導員」という。）又は学校開放管理指導事務取扱者（以下「事務取扱者」という。）を置く。 ２～５　略	（管理指導） 第13条　開放学校に指導員又は学校開放管理指導事務取扱者（以下「事務取扱者」という。）を置くことができる。 ２～５　略
	（団体の責任者の義務） 第14条　指導員又は事務取扱者が置かれていない開放施設を利用した団体の責任者は、利用した月の翌月末までに、団体別利用報告書（様式第６号）を教育委員会に提出しなければならない。
（利用者の弁償責任） 第14条　略	（利用者の弁償責任） 第15条　略

現　　行	改　正　後
（補則） 第15条　略	（補則） 第16条　略

現　　行	改　正　後
	様式第６号（第14条関係） 様様式第６号（第１４条関係） 体育館 柔剣道場 運動場 テニスコート ＿月　団体別利用報告書 登録番号 ＿＿＿＿　＿＿＿＿学校 団 体 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 日 曜 時間 9 12 13 17 18 19 21 計 種目 人数 件 人 種目 人数 件 人 種目 人数 件 人 種目 人数 件 人 種目 人数 件 人 特 記 事 項 合計 件数 人数 件 人 上記のとおり利用しました。 団体責任者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

現　　行	改　正　後
	付　則 この規則は、公布の日から施行する。

議案第３８号については非公開として提案させていただきます。

議案第３９号

令和９年度儀式等について

別紙のとおり令和９年度儀式等を行うものとする。

令和８年１１月１０日提出

稲沢市教育委員会

教育長　渡辺　孝雄

説　明

この案を提出するのは、稲沢市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条第１項第１２号の規定により、実施日を定める必要があるため。

令和９年度　儀式等について（案）

儀　　式	小　学　校	中　学　校
入　学　式	４月　８日（木）	４月　９日（金）
１学期　始業式	４月　９日（金）	４月　９日（金）
１学期　終業式	７月２０日（火）	７月２０日（火）
２学期　始業式	９月　１日（水）	９月　１日（水）
２学期　終業式	１２月２３日（木）	１２月２３日（木）
３学期　始業式	１月　７日（金）	１月　７日（金）
卒　業　式	３月１７日（金）	３月　３日（金）
修　了　式	３月２４日（金）	３月２４日（金）

議案第４０号

稲沢市立小中学校の休業日について

別紙のとおり稲沢市立小中学校の休業日を定めるものとする。

令和８年１１月１０日提出

稲沢市教育委員会

教育長　渡辺　孝雄

説　明

この案を提出するのは、稲沢市立学校管理規則第６条第２項第６号の規定により、休業日を定める必要があるため。

稲沢市立小中学校の休業日

１　小学校　令和９年４月１日（木）～令和９年４月８日（木）

　　中学校　令和９年４月１日（木）～令和９年４月８日（木）

休業内容

（１）稲沢市立小中学校　３２校

（２）学年始めのため、始業式の前日まで休業日とする。